平成２６年（フ）第２０号
静岡市葵区沓谷５丁目56番地の３　ルミエール藤104号
債務者　齊藤　　功
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松田　隆広
4　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年５月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
広島市東区温品４丁目13番14―201号　ジャルダンヒヤマ
債務者　新山　博文
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　破産債権の届出期間　平成26年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６号
神戸市西区春日台２丁目８番地の26
債務者　枇杷田眞一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目14番19号
債務者　島崎　　兼
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０３号
山梨県甲府市後屋町301番地２
債務者　深山正午郎
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　秀昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
奈良県宇陀市榛原萩原2331番地の４
債務者　西澤貴美子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
奈良県橿原市太田市町170番地
債務者　長谷川　剛
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
奈良県大和高田市曽大根１丁目３番５―206号　プリンスコート高田
債務者　丸山　好美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
北海道松前郡福島町字日向24番地160
債務者　野坂美由木
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第５０４号
愛知県豊田市東新町１丁目18番地４　ウエストヒルズ104号
債務者　松島　エリ（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１号
沖縄県宮古島市平良字池間145番地
債務者　親泊　政代
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月２日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１号
埼玉県川越市清水町16番地４
債務者　神田　清広
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３号
名古屋市中村区豊幡町89番地
債務者　眞壁由紀子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４０１号
札幌市手稲区前田９条17丁目２番18号　リビエールⅡ―103号
債務者　鈴木志津子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４０６号
北海道千歳市大和２丁目１番３号　千歳ハイツ203号
債務者　山口　聖実（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３２号
札幌市清田区平岡３条３丁目19番１号　サンタペルシェ103号
債務者　本田　秀子（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部